

○学校法人東海大学懲戒委員会規程

(制定 昭和40年4月1日)

改訂	昭和63年4月1日	1990年4月1日
	1999年4月1日	2000年4月1日
	2003年4月1日	2006年4月1日
	2011年4月1日	2012年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2014年6月1日	2018年4月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2022年4月1日	2023年4月1日
	2024年4月1日	2025年4月1日
	2026年4月1日	

第1条 学校法人東海大学懲戒委員会規程（以下「この規程」という。）は、「学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程」（以下「懲戒規程」という。）第2条第1項の学校法人東海大学懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）について定める。

第2条 懲戒委員会は、教職員の懲戒処分について公正に審議する。

第3条 懲戒委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教職員の懲戒処分に関する事項
- (2) 諭旨解雇の場合の退職金の減額割合に関する事項
- (3) 解任の場合の対象となる役職位に関する事項
- (4) 損害賠償に関する事項
- (5) 懲戒処分の学園全体への公表に関する事項
- (6) その他懲戒に関する事項

第4条 懲戒委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 理事長から指名された理事又は教職員
- (2) 委員 法人管理部門 1名  
高等教育部門 1名  
初等中等教育部門 1名  
病院部門 1名  
本条第3項で指名された委員 2名以内
- (3) 事務局長 理事長室課長

2 前項第2号に定める委員は、事案ごとに次の各号に該当する者を除外して各部門から推薦された委員とする。

- (1) 懲戒対象事案の付託に関係する者
- (2) 懲戒対象事案にかかるハラスメント等各種委員会に関係する者
- (3) 懲戒対象事案又は対象者と直接的な関係を有する者

3 委員長は、審議に必要と認めた2名以内の理事又は教職員を事案ごとに委員として指名することができる。

- 4 委員長は、事案に応じて2名以内の弁護士又はその他の学外有識者をオブザーバーとして委嘱することができる。
- 5 オブザーバーは、懲戒委員会の審議において委員長の求めにより必要な助言を行う。
- 6 懲戒委員会が当該事案の審議に必要と判断した場合、当該事案の対象となっている教職員以外の者を出席させて、事情を聴取することができる。
- 7 委員長が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止し、理事長が別の委員長を指名する。

第5条 懲戒委員会は、教職員が懲戒規程第3条に該当する行為を行った場合、直ちに事案ごとに開催する。

第6条 懲戒委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。

第7条 懲戒委員会の審議は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は、委員長を含めた過半数で決する。

第8条 懲戒委員会は、懲戒処分の対象となっている教職員に対して懲戒委員会において弁明の機会を与える。ただし、弁明の機会を行使するか否かは、当該教職員の任意とする。

- 2 弁明の機会を行使する者は、自身で弁明することとし、本人以外の者を同席させることはできない。

第9条 「学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程細則」第6条に定める不服申立てがあった場合、不服申立日から90日以内に懲戒委員会を開催し、再審議を行うこととする。

- 2 再審議結果については、機関の長等を通じて書面で被処分者に通知するものとする。

第10条 懲戒委員会の事務は、理事長室が行う。

付 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則 (2026年4月1日)

この規程は、2026年4月1日から施行する。